

笠間市こども計画（骨子案）

令和7年9月現在

笠間市

【目次】

第1章 計画の基本事項.....	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の概要.....	3
3 計画の策定体制.....	5
4 計画の推進体制.....	6
第2章 こども・若者、子育て家庭を取り巻く状況.....	7
1 人口動向.....	7
2 アンケート調査からみられる状況.....	12
3 こども・子育て世代を取り巻く課題.....	13
第3章 計画の基本方針.....	15
1 基本理念.....	15
2 基本視点.....	15
3 基本目標.....	16
4 施策の体系.....	17

第1章 計画の基本事項

1 計画策定の趣旨

(1) 計画策定の趣旨・目的

わが国の出生数は令和4年に80万人を下回り、令和6年には70万人を下回って686,061人と過去最少を更新しています。これまでも少子化・高齢化は継続した社会問題として様々な取組を推進してきましたが、なかなか少子化に歯止めがかかっていない状況が続いています。そして、コロナ禍以降、少子化が加速化しており、2025年を迎え、少子化・高齢化は一段と進み、時代の変動も重なり、こども・若者を取り巻く環境には様々な課題と新たな課題が生じています。例えば、ニートやひきこもり等の若者の自立をめぐる問題や、児童虐待、いじめ、不登校などの問題、こどもと世帯の生活困窮等の問題が深刻化、長期化、複雑化しています。大きな社会変化による様々な分野への影響も加わり、若い世代が結婚・子育ての将来展望が描きにくい、子育てに対する不安や負担、孤立感や生きづらさの高まりも少子化に影響を及ぼしていると指摘されています。

このような状況を踏まえ、令和3年9月から、こどもの視点に立ち、こどもを巡る様々な課題に適切に対応するためのこども政策の方向性の検討が本格的に進められ、同年12月21日に「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」が閣議決定されました。そして、令和5年4月1日に、こども家庭庁が設立され、「こども基本法」が施行され、同年に「こども大綱」と「こども未来戦略」が閣議決定されました。

こども基本法では、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進することを目的としています。

本市では、令和6年度に「こども部」を創設し、妊娠・出産から子育て期のライフステージに合わせた切れ目ない相談支援体制を構築するとともに、子育てを市の重要事務事業に位置づけ、社会全体でこどもを育てる意識と取組を強化しました。また、同年に策定した「第3期子ども・子育て支援事業計画」は、総合的な子育て支援とこどもの育成支援を推進しており、その「子ども・子育て支援事業計画」を踏まえ、「こども基本法」の目指すこども施策を総合的に推進するための計画として、「こども計画」を策定します。地域の実情に応じた施策を着実に推進し、こどもと家庭の福祉や健康の向上を目指し、子育て支援とこどもの育成支援を図り、笠間市の全てのこどもが健やかに成長できる環境づくりに取り組んでいきます。

(2)こどもまんなか社会の実現にむけて

こども基本法の基本理念は以下のように示されています。こども基本法に基づき、こどもの意見を尊重し、最善の利益を優先することが基本であり、こどもたちが自らの意見を表明し、社会に参加する機会を確保していくことが基本となる考え方です。

そして、「こども大綱」では、こどもや若者ととともに社会をつくるという認識の下、安心して意見を述べることができる場や機会を作るとともに、意見を持つための様々な支援を行い、社会づくりに参画できる機会を保障することが重視されています。そのために、おとなの経験や考えを一方向的に押しつけることなく、こども・若者と対等な目線でその意見を真摯に聴いて尊重するおとなの姿勢が重要となります。

【こども基本法の基本理念】

- 全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けることがないようにすること
- 全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
- 全てのこどもについて、年齢及び発達に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること
- 全てのこどもについて、年齢及び発達に応じて、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること
- こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保
- 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備

【こどもまんなか社会とは】

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会

2 計画の概要

(1) 法的位置づけ

本計画はこども基本法第10条第2項に定める「市町村こども計画」であり、本市のこども・若者施策に関する事項を定める計画です。

市町村こども計画は、既存の各法令に基づく以下の計画と一体のものとして作成することができることとされており、本市においては以下の計画の内容を包含して策定・推進します。

○子ども・若者育成支援推進法第9条に規定する「子ども・若者計画」

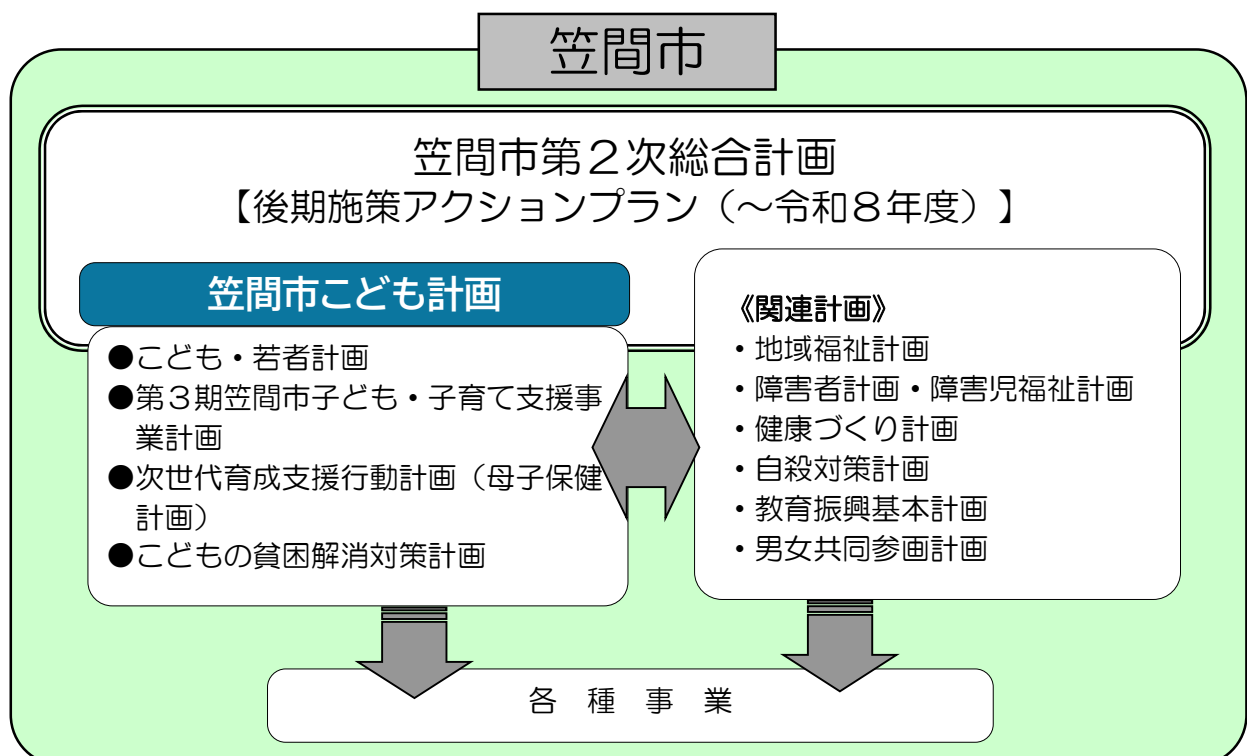
○こどもの貧困解消対策の推進に関する法律第9条に規定する「こどもの貧困解消対策計画」

○その他の法令の規定により地方公共団体が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるもの（「次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画」「子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画」）次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画に含まれる親子の健康支援施策、健やか親子21（第2次）に基づく「母子保健計画（成育医療計画）」

また、国が示したこどもの居場所づくりに関する基本的事項や居場所づくりを進めるにあたっての視点等の内容を理解し、本計画に方針や施策を位置づけます。

(2) 関連計画との位置づけ

本計画は、市政の最上位計画である「笠間市第2次総合計画」の分野別計画のひとつ（健康・福祉施策の「子どもを産み育てやすい環境を整えます」に基づく事業計画）として位置づけるとともに、こどもまんなか実行計画をはじめ、茨城県こども計画、市の関連分野計画と整合・連動を図り、策定・推進します。



(3)計画の対象

こども基本法では「こども」を年齢で区切ることなく、“心身の発達の過程にある者”と定義されており、こどもが若者となり、大人として円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者を指しています。

これを踏まえ、本計画の対象はこども（18歳未満）及び若者（概ね30歳まで、取組によっては39歳までを含む）と子育て当事者とします。なお、子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業のサービス対象者は、主に小学生以下の児童・幼児（取組によっては18歳未満）とその家族となります。

なお、本計画では乳幼児期から思春期までの子どもと、思春期からポスト青年期までの若者について「こども」と表記します。なお、法律や事業名等では「子ども」を用いる場合があります。

(4)計画の期間

本計画は、令和8年度から令和11年度までの4年間を計画期間とします。

ただし、こどもと子育てを取り巻く社会状況の変化などにより、必要に応じて計画期間中に見直しを行う場合があります。

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
		笠間市こども計画				第2期
第2期	第3期笠間市子ども・子育て支援事業計画					第4期
					計画策定	

3 計画の策定体制

(1) 笠間市子ども・子育て会議

「笠間市子ども・子育て会議」において、本計画に係る審議をいただきながら検討・策定を行います。会議委員は、様々な見地からの意見を反映できるよう、学識経験者、子育て支援機関代表者、教育関係者、保育関係者、保護者代表、公募市民等の計20名で構成されています。

(2) アンケート調査

策定にあたっては、令和6年度に実施した子ども・子育て支援に関するニーズ調査（就学前児童保護者、小中学生保護者を対象）、生活状況に関するアンケート調査（小学5年生と中学2年生の児童生徒本人とその保護者を対象）の結果を基礎資料としました。また、令和7年度には、こどもたちの意見聴取の場を確保して、小中学生・高校生やこどもの居場所に通う児童を対象にした生活状況に関するアンケート調査やヒアリング、笠間市職員を対象にした若者の結婚や子育てに関するアンケート調査を実施し、施策の検討や推進の参考及び策定の基礎資料とします。

(3) パブリック・コメント

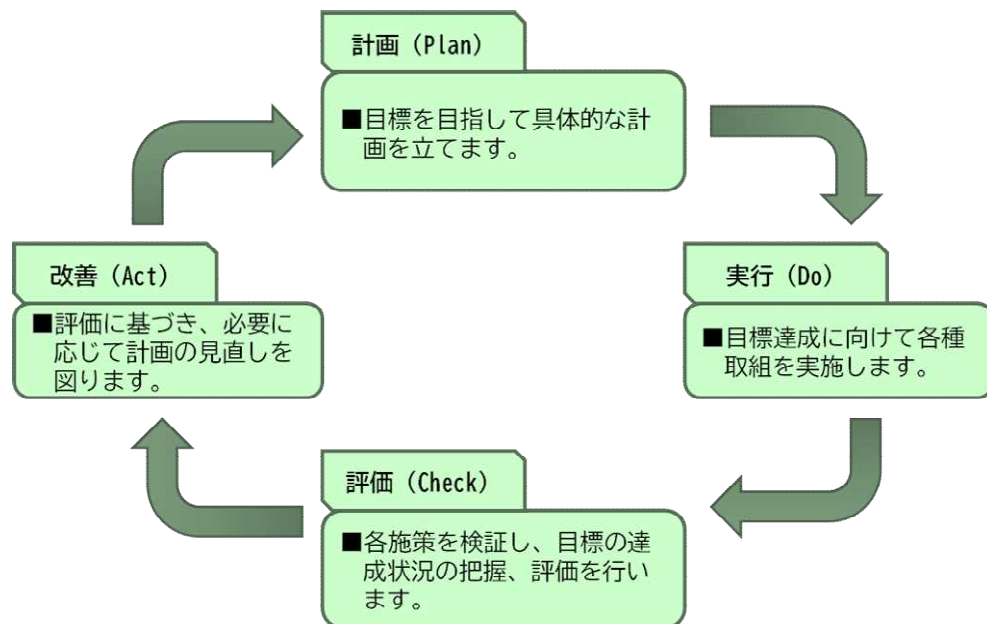
本計画の内容について、広く市民の方からご意見を伺い、本計画の策定と今後の施策の参考にさせていただきます。（予定）

4 計画の推進体制

妊産婦から子育て家庭のライフステージにあわせた切れ目のない支援を提供するため、こども部を中心に、保健・医療・福祉・教育・文化・スポーツ・都市基盤など分野を超えて、施策に関わる関係部局と連携・協力し、子育て支援に関する取組を強化していきます。

また、本計画の着実な推進を図るため、計画を立案し（Plan）、実行（Do）するだけでなく、計画策定後も適切に評価（Check）、改善（Act）が行えるよう、PDCAサイクルに基づき、計画を実施していきます。

【PDCAサイクルのイメージ】



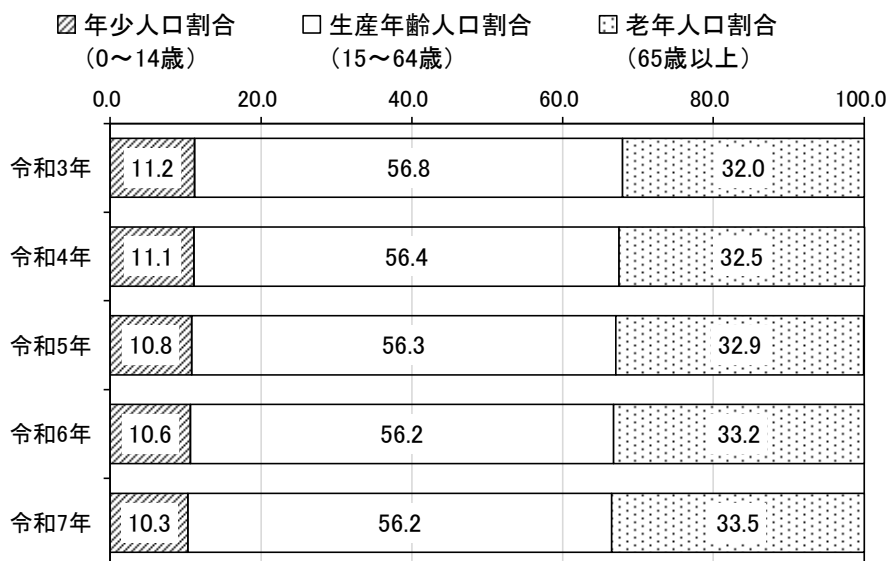
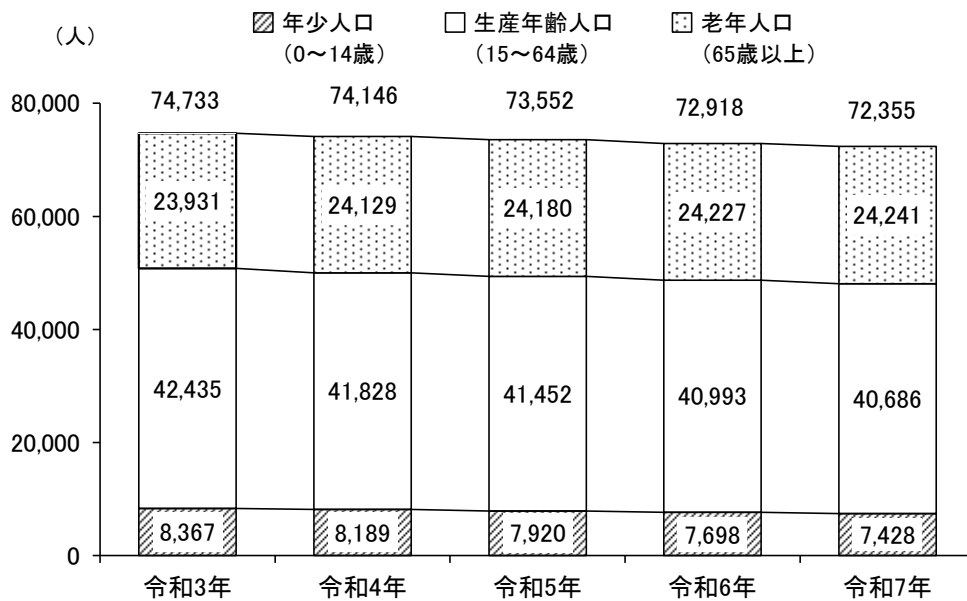
第2章 こども・若者、子育て家庭を取り巻く状況

1 人口動向

(1)人口・世帯

総人口は、令和3年の74,733人から令和7年は72,355人と3.2%減少し、14歳以下の年少人口は令和5年に8,000人台を下回っています。人口構成は、老年人口割合は増加、年少人口割合・生産年齢人口割合は減少しており、年少人口割合は令和7年で10.3%となっています。

【人口の推移(各年4月1日現在)】

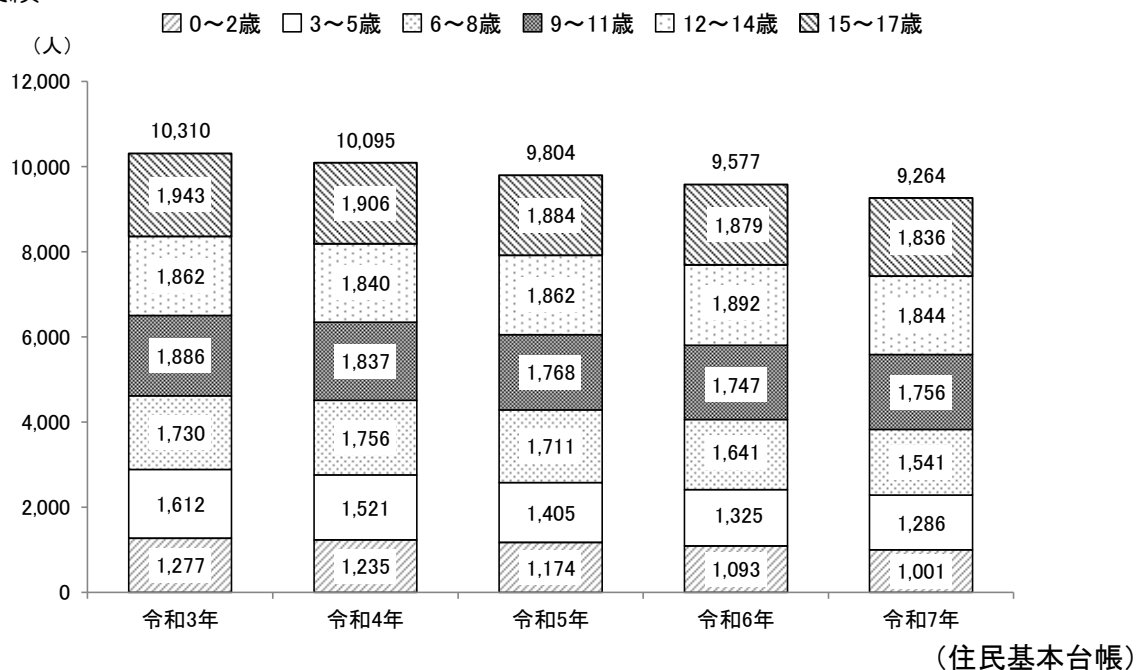


(住民基本台帳)

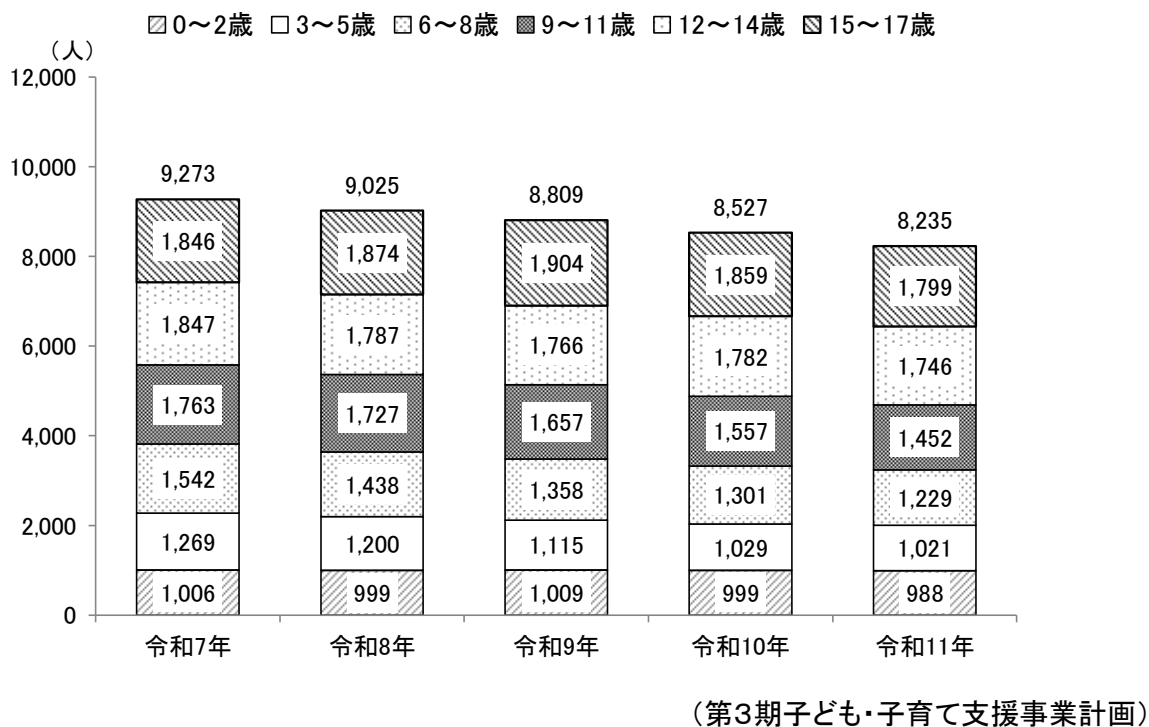
18歳未満のこどもの数は、令和3年は10,310人でしたが、令和5年に1万人を下回り、令和7年は9,264人となっています。年齢別では3～5歳の減少が大きくなっています。第3期子ども・子育て支援事業計画における推計こども数は、令和7年以降年間200～300人減少し、令和9年に9,000人を下回り、令和11年は8,235人と推計されます。

【こどもの数の推移・推計(各年4月1日現在)】

●実績

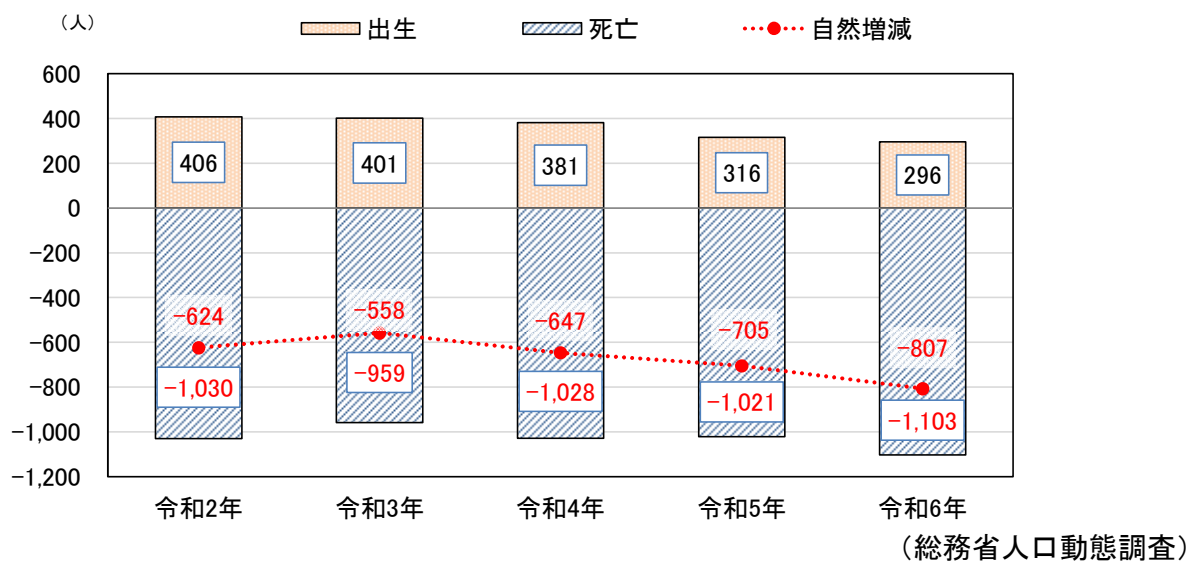


●推計



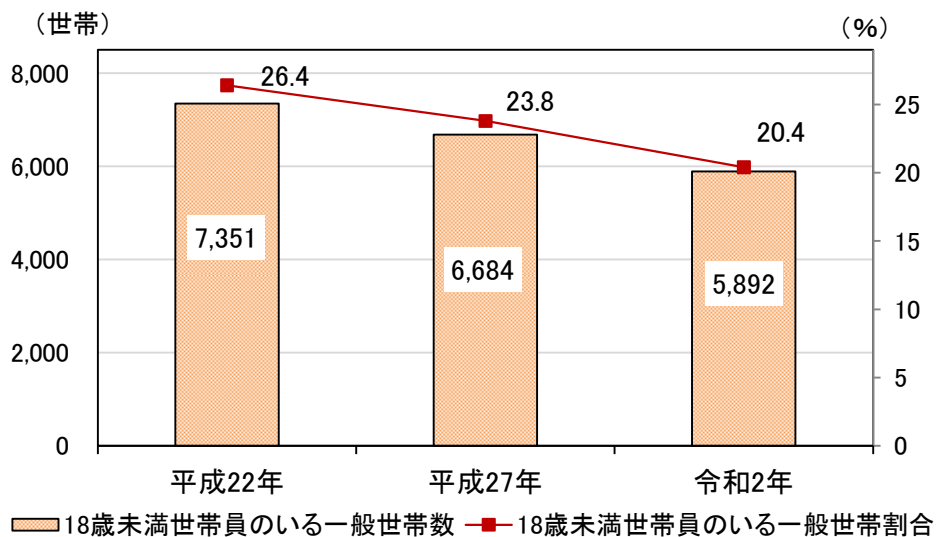
人口動態は、死亡数が出生数を上回って自然減となっています。出生数は令和4年以降400人を下回り、令和6年は300人を下回って296人となっています。

【人口動態(各年1月1日～12月31日の計)】



18歳未満世帯員のいる一般世帯数は、平成22年の7,351世帯から令和2年は5,892世帯に減少しており、一般世帯に占める割合も低下し、令和2年は20.4%となっています。

【18歳未満の世帯員のいる一般世帯数・割合(各年10月1日現在)】

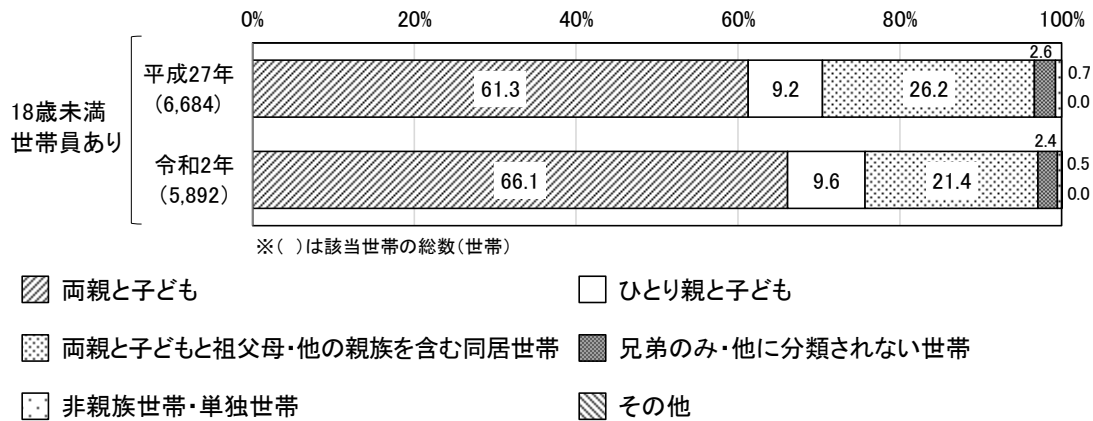


※一般世帯: 高齢者世帯、母子世帯以外の全ての世帯のこと。

(国勢調査)

18歳未満のこどものいる世帯の世帯構成は、平成27年と令和2年では、「両親と子ども」の世帯は61.3%から66.1%に微増し、「両親と子どもと祖父母・他の親族を含む同居世帯」は26.2%から21.4%に微減しています。

【18歳未満の世帯員のいる世帯構成(各年10月1日現在)】

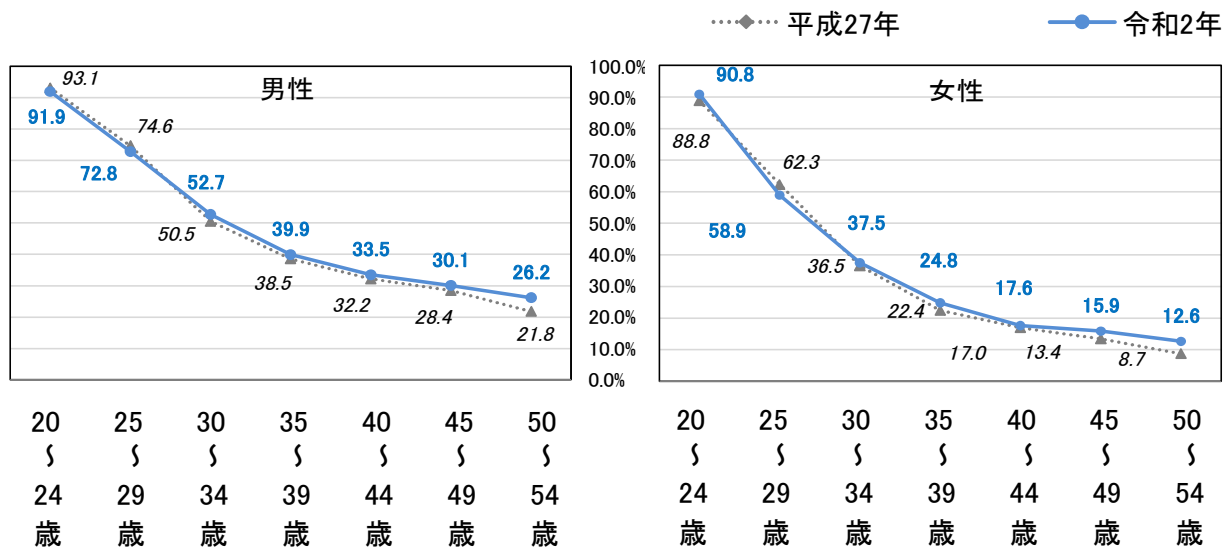


(国勢調査)

(2)未婚率

令和2年の未婚率は、男性は30歳以上の年代で、女性は25～29歳以外の年代で平成27年を上回っており、50～54歳は男女ともに4ポイント程度増加しています。

【男女5歳階級別未婚率(各年10月1日現在)】

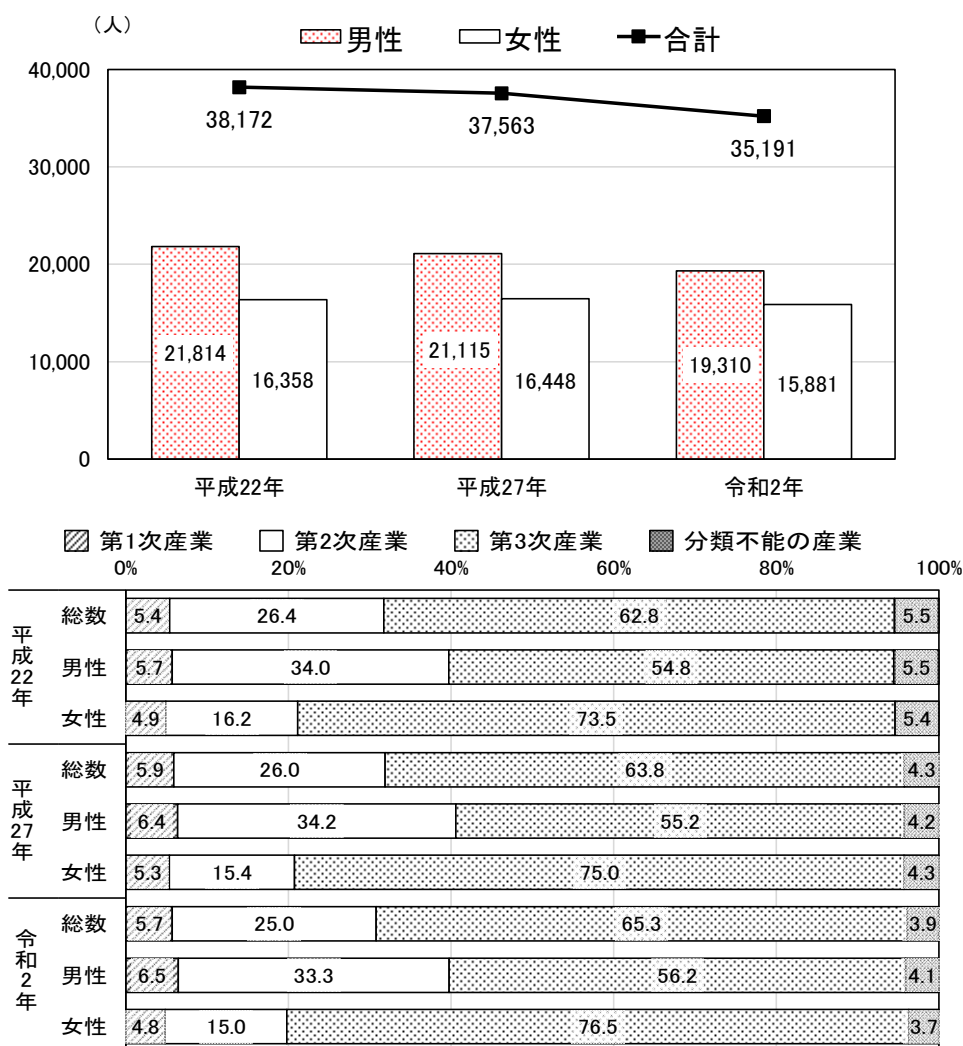


(国勢調査)

(3)就業状況

就業者数は、平成22年の38,172人から令和2年は35,191人と7.8%減少しています。第1次・第2次産業に比べ第3次産業は男女ともに従事者割合が高く、特に女性では、全ての年代で70%を超えています。

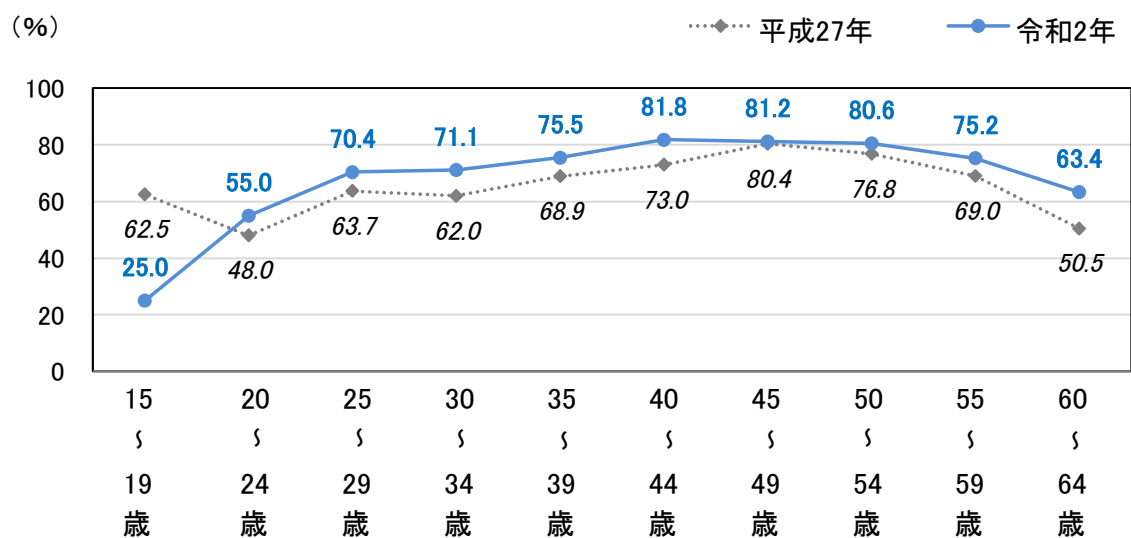
【就業者数(各年10月1日現在)】



(国勢調査)

既婚女性の就業率は、15～19歳を除いた全ての年代で令和2年が平成27年を上回っています。25～59歳で70%を超え、40～54歳は80%を上回っています。

【既婚女性の就業率(各年10月1日現在)】



(国勢調査)

2 アンケート調査からみられる状況

アンケート調査の実施状況は、以下のとおりとなっています。（調査結果は別途報告書を参照）

(1)小中学生アンケート調査

小学5・6年生、中学1～3年生の児童を対象に、生活状況に関するアンケートを実施しました。

調査対象	小学生	中学生	全体
対象者数	1,129 人	1,758 人	2,887 人
回答状況	495 人(43.8%)	1,131 人(64.3%)	1,668 人※(57.8%)
調査方法	WEB 調査(小・中・義務教育学校を通して依頼)		

※全体の回収状況に学年無回答を含む。

(2)笠間市職員アンケート調査

40歳未満の笠間市職員を対象に、若者の結婚や子育てに関する意識調査を実施しました。あわせて、インターンシップ受け入れ学生に若者の結婚や子育てに関する意識調査を実施しました。

調査対象	40 歳未満の笠間市職員
対象者数	276 人(休業中の職員を含む)
回答状況	238 人(86.2%)
調査方法	WEB 調査(グループウェアを利用した調査)

(3)その他のこどものアンケート・意見聴取

笠間市子どもの居場所拠点に通うこどもや様々な課題を抱えたこども（小中高校生）への簡易アンケートとヒアリングを実施しました。また、放課後児童クラブ通学児の座談会、市内高等学校の通学生の座談会を開催し、意見交換・意見聴取を図りました。

3 こども・子育て世代を取り巻く課題

課題 1 こどもの権利の認知

小中学生アンケート調査では、こどもの権利について「知っている」と回答したのは小学校（義務教育学校）5年生では36.2%ですが、学年が上がるにつれ割合が下がり、中学校3年生（義務教育学校9年生）では22.5%となっています。継続してこども基本法の趣旨や内容について理解を深めるための情報提供と啓発を行う必要があり、学ぶ機会を確保することで、こどもが権利の主体であることの認識を広げることが重要です。そして、こどもが自由に意見を表明しやすい環境整備と気運の醸成に取り組むとともに、こども・若者の意見を表明する権利について周知啓発を行うことが重要です。

課題 2 教育・保育

子育て家庭生活実態等調査では「預かってくれるところがない、増やしてほしい」などの意見がみられることから、保護者の就業状況にかかわらず、保育所、幼稚園、認定こども園、地域子育て支援拠点など地域の身近な場を通じた支援が求められています。あわせて、こどもを預けられる体制整備には人材育成・確保、処遇改善や業務負担軽減の推進など、幼児教育・保育の質の維持・向上に努め、こどもの心身の状況やこどもの置かれた環境等に十分に配慮しつつ、こどもの誕生前から幼児期までの育ちを等しく、切れ目なく保障する必要があります。

また、近年は、子育て世代は共働きの世帯が多く、働き方・保育ニーズも多様となっています。育児休業の取得や保育サービスの利用が希望に沿うことができ、職場や地域の理解が深まり、共働き・共育てを推進することが重要です。

全てのこどもが、自分の良さや可能性を認識し、自分の考えをもち、意見をいえる社会で生きる力を育てていくために、時代の変化に応じた多様で豊かな学びにつながる教育環境の整備が必要です。また、全てのこどもが教育を受ける機会を確保できるよう、学校生活で課題を抱えるこどもの支援体制の充実が求められます。

全てのこどもが、安心して過ごせる居場所を複数持つことができるよう、児童館（笠間キッズ館）、放課後児童クラブ、学習支援の場など地域にある居場所を増やしていくことが重要です。

課題 3 親子の健康支援・子育て支援

母子保健と児童福祉の一体的な相談支援等を行うことも家庭センターの機能として、こども政策課を中心とした相談支援機能の拡充を図り、こどもの相談への対応力を高めていく必要があります。

子育て家庭生活実態等調査では、市の子育て支援に関する情報の入手先は「幼稚園・保育所・認定こども園・学校」が39.7%、「笠間市の広報」が30.5%、「口コミ、友人や親族からの情報」が30.7%となっており、子育てアプリの活用を促進し、対象者に合わせた情報発信の充実が求められています。

また、子育てに関する相談で「頼れる人がいない」という回答が少数みられました。困り感を感じていない保護者の支援も含め、こどもの成長に応じた切れ目ない支援を進める必要があります。

課題 4 困難や生きづらさの課題を抱えるこども・家庭の支援

障害で支援が必要なこどもが地域で共生する地域地域づくりを進めるため、障害で支援が必要なこども、発達に特性のあるこども、医療的ケアが必要なこどもの発達、自立生活、社会参加の支援体制づくりが重要となっています。

児童虐待やヤングケアラーなど、困難な状況に置かれたこども・子育て家庭を早期に発見し、包括的に支援する体制の強化が重要です。困難な状況にある若者支援について、「子育て家庭生活実態等調査」で支援機関や関係課が支援や活動について感じることとして「保護者との接触や信頼関係の構築が難しい」が39.3%、「支援が必要であるのに訴えがないため、支援にはいることができない」が36.1%など、課題が潜在化したり、わかりにくいことが見受けられます。

ひきこもりやニート状態の人や進路や人間関係等に悩みや不安を抱える人・家族への支援を含め、こども・若者の生きづらさに寄り添い、支えられる施策を検討する必要があります。

「子育て家庭生活実態等調査」から算出した市の低所得に該当する世帯は8.8%と少ないものの、困窮家庭は3.8%、周辺家庭は19.1%で合わせて22.9%が生活困難層に該当すると考えられます。こどもの貧困の背景には様々な社会的な要因があることを広く共有し、地域や社会全体で課題を解決するという認識の下、教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者の就労の支援、経済的支援を進めることで、こどもの現在と将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう貧困を解消し、貧困の連鎖を断ち切る必要があります。全てのこどもが、家庭の経済状況にかかわらず、学びたい意欲を持ち、それぞれの夢をあきらめない環境づくりが重要です。また、ひとり親世帯は生活困難層に該当する割合が高くなっており、ひとり親家庭が抱える様々な課題や個別ニーズに対応するため、各家庭の親子それぞれの状況に応じた支援を切れ目なく提供できるよう様々な施策を推進するとともに、困難を抱える家庭の実態把握や相談機能の連携強化、関係機関による支援ネットワークの拡充が重要です。

第3章 計画の基本方針

1 基本理念

少子化がさらに進む中、こどもの人権を守り、様々な状況にあるこどもの健やかな成長を支えることが重要な課題となっています。こどもが生まれる前から切れ目なくライフステージに応じた支援を推進し、こどもが安心して育まれ、社会全体で子育てを支援する環境づくりに向けて取り組みます。

【基本理念】(別紙で検討)



2 基本視点

基本視点1 こどもの意見を聴き、社会参画を後押しする視点(こども)

こどもの今とこれからの最善の利益を図ることを基本とします。このため、こどもや若者、子育て当事者の意見を聴き、対話しながら、共に施策を進めることを基本とします。こどもたちの声を上げにくい状況に留意し、「こどもとともに」「こどもに寄り添う」姿勢で、こども・若者の成長を後押しすることを基本とします。

基本視点2 こどもの育ちを伸ばす支援の視点(こども)

こども・若者が安心して過ごせる居場所があり、様々な学びや多様な体験活動・遊びの機会を通じて自己肯定感を高め、幸せな状態（ウェルビーイング）で成長できるよう、良好な環境づくりを基本とします。

基本視点3 子育てを支える視点(子育て世代)

こどもと子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく支援する良好な成育環境の確保を重視して、各種施策を推進します。

基本視点4 こどもと子育て家庭を地域で応援する視点(こどもまんなかまちづくり)

こども・若者、子育て家庭のことを知り、こどもと子育て家庭を見守り、地域や社会で孤立しないよう、地域の社会資源と協働して支援する視点をもって施策を推進します。

3 基本目標

基本目標 1 こどもの学びと成長を伸ばす取組の推進

- こどもの命と権利を守り、地域が健やかな成長・生活を後押しできるように、こどもと大人、地域がこどもの権利や人権についての理解を深められるように啓発します。
- こどもが抱える困り事を相談できる場を知り、こどもからの相談に寄り添って支援する体制づくりを進めます。
- こどもの学び、遊びや体験の場、居場所をライフステージに応じて地域資源を活かして拡充し、次代を生き抜く力の育成を支援します。
- こどもが意見を表明できる場・機会を増やし、おとながこどもの意見をきいて共に社会活動への参加が促進される仕組みづくりに取り組みます。

基本目標 2 支援や関わりが必要なこども・家庭の支援

- こどもと子育て家庭が抱える課題が複雑化している状況を踏まえ、障害や発達で支援が必要なこども、ひとり親家庭等のこどもの自立支援をはじめ、生活困窮やこどもの貧困、児童虐待やひきこもりなどの課題を抱え、支援や関わりが必要なこども・家庭を包括的に支援する体制づくりを進めます。

基本目標 3 親子の健康支援【母子保健計画】

- 全てのこどもの健やかな発育と望ましい生活習慣を身に付け、生涯を通じた健康づくりに取り組めるように、切れ目なく支援する体制の充実を図るとともに、こどもの成長段階に応じた親子の健康支援、成育環境の向上を図ります。

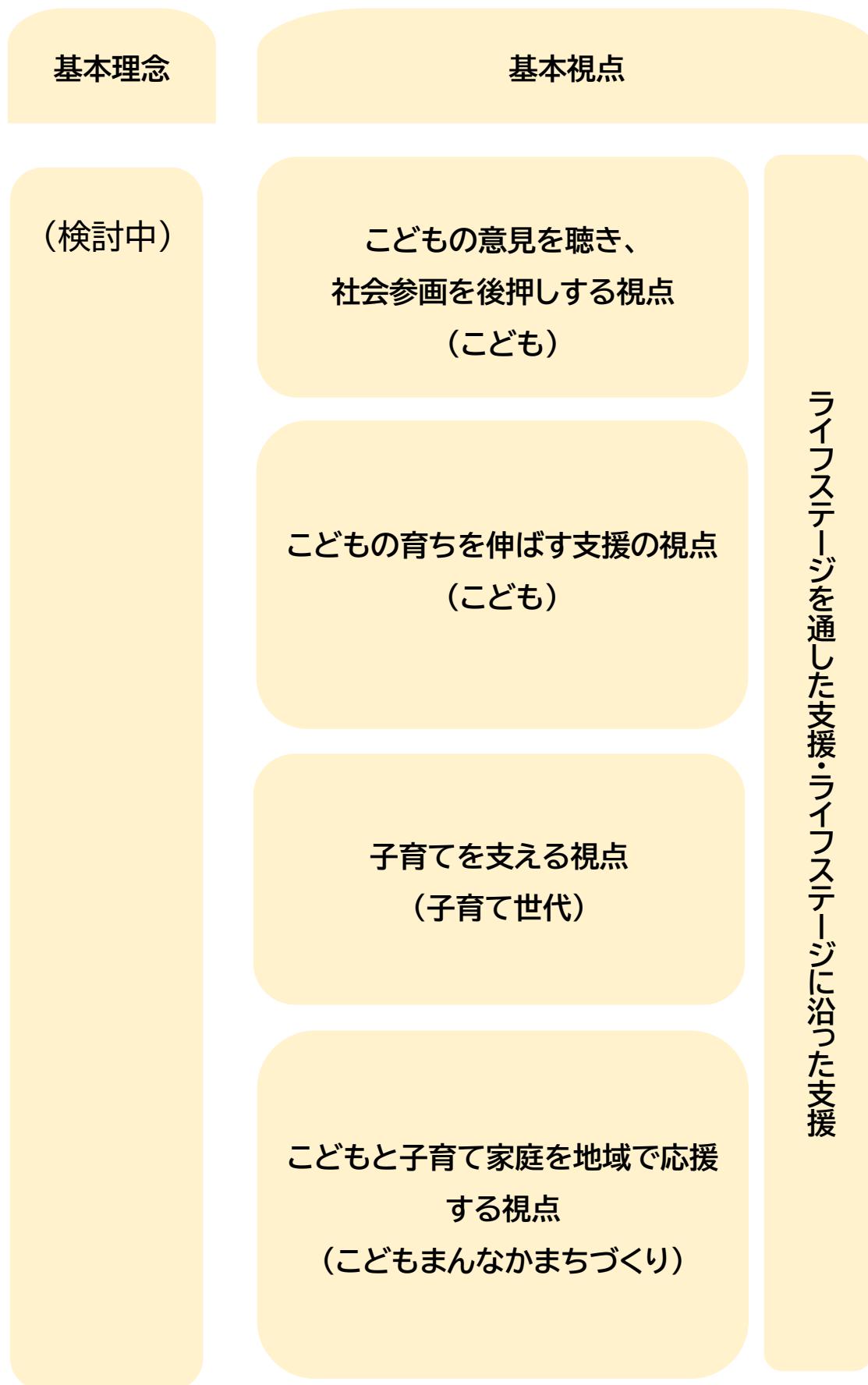
基本目標4 子育て家庭への支援

- 全ての子育て家庭が気持ちにゆとりをもって子育てができるように、経済的負担の軽減を図り、地域における相談や交流の場づくりや子育て支援サービスを推進します。

基本目標5 地域でこどもの育ちと子育てを応援する環境づくり

- 安心できる生活環境を目指して、公園や遊び場の確保、地域安全活動を推進します。
- 共働き家庭が増加しており、仕事と家庭、子育ての両立支援や、企業も地域の一員として、こどもや子育ての理解を深め、こども・若者、子育て家庭にやさしい地域づくりを推進します。

4 施策の体系



基本目標

施策・取組方向例 【計画分野】

基本目標1
こどもの学びと成長
を伸ばす取組の推進

- (1)こどもの権利を守る取組とこどもに寄り添う支援の推進
- (2)こどもの学びと体験の機会の充実
- (3)こどもが意見をいう機会創出と居場所づくりの推進

【こども・若者】

基本目標2
支援や関わりが
必要なこども・家庭
の支援

- (1)困難を抱えるこどもと子育て家庭の支援
- (2)こどもの生活支援の推進
- (3)児童虐待防止対策の推進
- (4)地域で孤立し困難を抱えるこどもの支援

【こども貧困解消】

基本目標3
親子の健康支援
【母子保健計画】

- (1)安心して妊娠・出産できる支援体制の強化
- (2)乳幼児の健やかな発育支援と子育て支援の体制強化
- (3)学童期と思春期から成人期に向けた保健対策の推進
- (4)こどもの健やかな成長を見守り育む地域づくりの推進

【次世代育成支援(母子保健)】

【子ども・子育て】

基本目標4
子育て家庭への支援

- (1)子育て支援の充実
- (2)子育て費用の負担軽減

基本目標5
地域でこどもの育ち
と子育てを応援する
環境づくり

- (1)地域での見守りと声かけネットワークづくり
- (2)安心して暮らせる環境づくり
- (3)ワーク・ライフ・バランスの推進

【こども・若者】 :こども・若者育成支援計画

【子ども・子育て】:第3期子ども・子育て支援事業計画

【こども貧困解消】:こどもの貧困解消対策推進計画

【次世代育成支援】:次世代育成支援推進行動計画(母子保健)

施策体系で示した各施策を成長段階で整理すると次のとおりです。

【こども・若者の成長段階に応じた施策・取組の整理】

成長段階の区分		施策・取組	項目
ライフステージを通して		(1)こどもの権利を守る取組とこどもに寄り添う支援の推進	基本目標1 こどもの学びと成長を伸ばす取組の推進
		(2)こどもの学びと体験の機会の充実	
		(3)こどもが意見をいう機会創出と居場所づくりの推進	
ライフステージ別	こどもの誕生前から幼児期まで	(1)安心して妊娠・出産できる支援体制の強化	基本目標3 親子の健康支援【母子保健計画】
		(2)乳幼児の健やかな発育支援と子育て支援の体制強化	
		(3)学童期と思春期から成人期に向けた保健対策の推進	
		(4)こどもの健やかな成長を見守り育む地域づくりの推進	
		(1)子育て支援の充実	基本目標4 子育て家庭への支援
		(2)子育て費用の負担軽減	
	学童期・思春期	(1)困難を抱えるこどもと子育て家庭の支援	基本目標2 支援や関わりが必要なこども・家庭の支援
		(2)こどもの生活支援の推進	
		(3)児童虐待防止対策の推進	
		(4)地域で孤立し困難を抱えるこどもの支援	
	青年期（子育て世代）	(1)地域での見守りと声かけネットワークづくり	基本目標5 地域でこどもの育ちと子育てを応援する環境づくり
		(2)安心して暮らせる環境づくり	
		(3)ワーク・ライフ・バランスの推進	